



議案第三十四号

団体営三徳地区ほ場整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一 事業の名称及び工事名 団体管ほ場整備事業

団体管三徳地区ほ場整備工事

二 施行場所 東伯郡三朝町大字坂本及び片柴地内

三 工事の概要 区画整理 三〇〇ヘクタール

四 事業費 二八五〇〇〇〇〇円

五 事業の実施方法 請負

六 工事の時期 昭和五十四年度から昭和五十八年度まで

